

俣野小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止に向けた学校の考え方

○いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

○いじめを防止するための基本的な方向性

(1)いじめの未然防止

- ・だれもが、安心して豊かに生活できる学校風土づくりを推進する。
- ・相手意識をもち、互いの考えや思いを認め高め合う授業づくりを行う。
- ・縦割り活動や学年を超えた活動等の中から、適切で幅広い人間関係を培う。

(2)早期発見、早期対応

- ・いじめを見逃さないために、いじめ防止対策委員会で定期的に児童の様子を把握する。
- ・学校カウンセラーや児童支援専任教諭、養護教諭等と連携し、児童が気軽に相談できる体制をつくる。
- ・いじめ防止対策委員会を中心に、教職員の資質の向上を目指し、計画的に研修等を実施する。

(3)適切な対処、措置

- ・いじめが起こったときは、関係児童と保護者の思いをしっかりと聞き、事実関係について正確に把握し、その解決に向けて、迅速かついねいに対応する。
- ・定期的に学校の取組内容について、当該児童や保護者に報告し、その解決に向けて取り組んでいく。
- ・必要に応じて、学校カウンセラー、区役所、児童相談所、警察等の関係機関とも積極的に連携を図っていく。

○学校いじめ防止基本方針の目的

- (1)あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2)子供が主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、特に、代表委員会などで話し合われたいじめ防止に向けた児童の取組を年間を通して実践していけるよう指導、支援する。
- (3)いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、ども子供にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4)いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子供を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努め、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組むとともに、定期的なアンケートや個別面談を実施するなど、子供の状況の把握に努める。

組織の構成と役割、年間計画

○構成

校内児童支援委員会の委員（全職員）で構成することとし、これを「いじめ防止対策委員会」とする。
また、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

○役割

- ・いじめの事案に対して、いじめ防止対策委員会が中核となり、組織的に取り組む。
- ・いじめの疑いがあるときは、担任や一部の教職員で抱えることなく、児童支援専任がコーディネーターとなり、管理職に報告、相談、連絡を行い、全職員で対応していく。
- ・管理職の判断を仰ぎながら、児童支援専任がいじめに関する情報の収集や記録、対応の役割分担を中心となって行う。
またその管理は、児童支援専任、及び、人権教育担当教諭とする。
- ・重大事態が起きた場合も同様、この組織をもって調査を行う。

○年間計画

4月	5月	6月	7, 8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
俣野小基本方針の確認と研修 児支委	児支委	児支委 学校生活アンケート まち懇1	児支委 個別面談 人権研修 体罰防止研修	児支委 取組評価アンケート	後期に向けた研修 児支委	人権教育 いじめ解決一斉アンケート 児支委	児支委 個別面談	児支委	児支委 取組評価アンケート まち懇2	児支委 基本方針の見直し 幼保、中との引き継ぎ

※「児支委」は「校内児童支援委員会」を指す。

いじめ防止及び早期発見に向けた取り組み

○いじめの未然防止

一人ひとりが安心して学校生活を送ることができるようにする。

- ・全教職員がどの子どもに対しても同じ指導、支援を行う。「みんなのやくそく」にのっとった指導、支援について、随時、子供の実態を踏まえ確認、共有する。
- ・教師はどの子供にも分かりやすい授業を心がけ、工夫して実践する。授業研究会、自主的な他学級の参観、また、幼稚園、保育園及び、中学校の授業参観を通して、研鑽を積めるようにする。
- ・学級としての集団づくり、及び、他学年との「たてわり班活動」の機会を大切に行う。そのために、特別活動や道徳教育、人権教育充実させ、また、学級集会や委員会など、子供の自主的な活動に教師が積極的にかかわり、適切な指導、支援に当たる。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」に関する研修を行い、活用例を紹介し合ったり実施後の分析をしたりする。

○いじめの早期発見

いじめを見逃さない、教職員の子どもを見る目と心を養う。

- ・毎月行う「校内児童支援委員会」、及び、日常における子どもに関する情報交換において、気にかかると子供、配慮を要する子供を全職員で共有しておく。
- ・定期的なアンケート（学校生活アンケートやいじめ解決一斉アンケート等）を行う。結果に応じて子供の実態に合わせ、担任、児童支援専任が指導、支援に当たる。「校内児童支援委員会」にて共有化を図る。
- ・特別支援教育（ユニバーサルデザイン、自閉症等）に関する研修を実施し、理解を深める。
- ・学校カウンセラーに学級を参観してもらい、アドバイスを受け、それを参考に実践する。
- ・地域療育センターのコンサルテーションを年一回は行い、子供の様子から具体的な手だてを受け実践する。
- ・「教育相談」の案内を年度初めに保護者にお知らせし、随時実施する。必要に応じて、SC、地域療育センター、子ども家庭支援成果等の諸機関に案内する。
- ・インターネットを通じたいじめへの実態や対応方法について、教職員、及び、保護者を対象とした研修会を実施する。

○いじめに対する措置

被害児童を第一に考え、迅速かつ的確な措置を行う。

- ・いじめの認識後、すばやく管理職、教務主任、養護教諭、関係する児童の担任、児童支援専任等のチームを組織する。
- ・事実確認の方法、被害児童、加害児童、及び、保護者への対応等を決定し対応する。
- ・いじめの事実や対応の見通しについて全職員（いじめ防止対策委員会）で共通理解を図る。
- ・いじめの事実について、児童、保護者への報告を行う。
- ・いじめが犯罪行為に当たると認められたり、重大事態に発展したりすることを想定し、管理職の判断で警察署等関係機関、専門機関との連携を図る。

重大事態への対処

○重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに横浜市教育委員会南部教育事務所に報告する。

○重大事態の調査・報告

いじめ防止対策委員会を中心に、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

○児童・保護者への報告

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告する。

この俣野小学校いじめ防止基本方針は、より実効性の高い取組となるよう、俣野っ子を育てる会（まちと共に歩む学校づくり懇話会）の意見を聞きながら、保護者及び地域の理解と協力のもと策定し、いじめ防止対策委員会を中心に定期的に点検し、必要に応じて見直し、公表していくようにする。また、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童の意見を取り入れる等、児童の主体的かつ積極的な参加を確保するようにする。